

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和3年1月15日(金曜日) 午後3時30分から午後5時00分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎8階大会議室A
4 出席した者の氏名	(津市人権施策審議会委員) 岡本祐次、楠本 孝、青木弘志、青木幸枝、伊藤好幸、 大井廣子、片岡福生、金子誠子、川口節子、佐藤ゆかり、 杉田 宏、高鶴かほる、田中茂範、谷口美子、中川正治、 原田朋記、山川さよ子 (事務局) 人権担当理事 松下康典 人権課長 山口滋人 人権教育課長 金児由美 人権課人権啓発担当主幹 西澤幸生 人権課人権啓発担当副主幹 長谷川隆一 男女共同参画室主査(兼)人権課主査 井口弘美
5 内容	(1) 津市人権施策審議会正副会長の選出について (2) 評価検討委員の選出について (3) 津市人権施策基本方針について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権啓発担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局	<p>お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から令和3年第1回津市人権施策審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご多用の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます人権課の西澤でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして松下人権担当理事がご挨拶を申し上げます。</p>
人権担当理事	<p>委員の皆様、いつもお世話になっております。人権担当理事の松下でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。コロナの関係ですけれども、一昨日に愛知県、岐阜県、大阪府をはじめ近隣の2府5県についての緊急事態宣言が出されまして、全国的にもコロナの感染者数は増加しているような状況がございます。こういった場合に、より一層の対応を求められているような状況でございますので、委員の皆様におかれましても、お体には十分ご留意していただきたいと思っております。</p> <p>さて、本日は、当審議会の新しい体制の下での会長様、副会長様の選出と評価検討委員様の選出、それから、津市人権施策基本方針につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。この基本方針につきましては、平成20年の7月に策定いたしておりますが、その後も社会情勢が変化しておりますことや新たな人権課題が増えてきておりますので、それらに対応できるような基本方針が必要ではないのかという趣旨でございますので、どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

事務局	<p>続きまして、当審議会の事務局であります人権担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>人権担当理事 松下でございます。</p> <p>人権課長 山口でございます。</p> <p>人権教育課長 金児でございます。</p> <p>人権課担当副主幹 長谷川でございます。</p> <p>男女共同参画室主査 井口でございます。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様には、新たな任期であります、令和3年1月10日から令和5年1月9日までの任期でお願いすることになります。お名前を順にお呼びさせていただきますので、ひと言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>青木弘志委員申し上げます。</p>
青木弘志委員	青木です。よろしくお願いいいたします。
事務局	青木幸枝委員申し上げます。
青木幸枝委員	多文化共生ネットワーク・エスペランサの青木でございます。よろしくお願いいいたします。
事務局	伊藤好幸委員申し上げます。
伊藤委員	伊藤でございます。よろしくお願いいいたします。
事務局	大井廣子委員申し上げます。
大井委員	大井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
事務局	岡本祐次委員申し上げます。
岡本委員	よろしくお願いいいたします。
事務局	片岡福生委員申し上げます。
片岡委員	片岡です。よろしくお願いいいたします。
事務局	金子誠子委員申し上げます。
金子委員	名簿の7番、金子です。よろしくお願いいいたします。
事務局	川口節子委員申し上げます。
川口委員	川口でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
事務局	楠本孝委員申し上げます。
楠本委員	三重短期大学の楠本です。よろしくお願いいいたします。
事務局	佐藤ゆかり委員申し上げます。

佐藤委員	三重の女性史研究会の佐藤ゆかりです。よろしくお願いします。
事務局	杉田宏委員お願いします。
杉田委員	杉田と申します。よろしくお願いします。
事務局	高鶴かほる委員お願いします。
高鶴委員	どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	田中茂範委員お願いします。
田中委員	田中です。よろしくお願いします。
事務局	谷口美子委員お願いします。
谷口委員	津子どもNPOセンターの谷口と申します。よろしくお願いします。
事務局	原田朋記委員お願いします。
原田委員	反差別人権研究所みえの原田と言います。よろしくお願いします。
事務局	山川さよ子委員お願いします。
山川委員	津市老人クラブ連合会からまいりました。初めてですので何卒よろしくお願いいたします。
事務局	中川正治委員お願いします。
中川委員	中川です。よろしくお願いいたします。
事務局	<p>ありがとうございました。これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いします。本日の事項書でございます。</p> <p>続きまして、席次表でございます。</p> <p>続きまして、委員名簿でございます。</p> <p>続きまして、令和3年度評価検討委員班編成表です。</p> <p>続きまして、津市人権施策審議会の概要・評価の流れです。</p> <p>続きまして、津市人権施策基本方針に係る経緯についてです。</p> <p>続きまして、津市人権施策基本方針についてです。</p> <p>以上でございます。そろっておりますでしょうか。もしなければ教えてください。お願いします。</p> <p>続きまして、本日の委員の皆様の出欠状況ですが、西川委員、山口委員は所要のため欠席と連絡をいただいております。委員19名中17名のご出席をいただいておりますことから、人権が尊重される津市をつくる条例第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とさせていただきます。</p>

	<p>また、議事録作成等のために、審議内容につきましては録音をさせていただいておりますので併せてよろしくお願いします。</p> <p>なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>まず、本日の議題（１）の正副会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどの同条例第 10 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により定めとなっております。自薦、他薦を問いません。どなたかございませんか。</p>
中川委員	<p>執行部案があったら、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局案を申し上げたいと思います。</p> <p>会長には、岡本委員に引き続きお願いしたいと思います。また、副会長には、三重短期大学教授の楠本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。ご賛同いただける方は、拍手をお願いします。</p> <p>（拍手多数）</p> <p>ありがとうございます。それでは、岡本委員、楠本委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p>
岡本委員	<p>事務局案にご賛同いただきまして、次期会長にということですので、お引き受けをさせていただいて、頑張らせていただきます。よろしくお願いします。</p>
楠本委員	<p>微力ですけれども、ご協力させていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。ご承諾いただきましたので、会長には、岡本委員、副会長には、楠本委員に就任していただきます。それでは、恐縮ですが、席の移動をお願いします。</p> <p>それでは、人権が尊重される津市をつくる条例第 11 条第 1 項の規定により、会長が議長となるとありますので、議事の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
岡本会長	<p>お引き受けをしたことになりましたけれども、とにかく、皆さんに助けていただかなければ、うまく進んでいかないと思います。最初にそのご支援いただくお願いをしておきたいと思います。また、何かあれば、楠本副会長に助けていただけるものと思います。また、皆さんにご支援をいただきたいと思います。よろしく頼みます。楠本副会長、ひと言どうぞ。</p>
楠本副会長	<p>引き続き、副会長を務めさせていただきます。楠本です。微力ですけれども、岡本会長を補佐して、円滑な議事運営に努めたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>では、改めて申し上げます。条例に基づきまして、会長が議長となるとされていきますので、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
岡本会長	<p>では、条例の定めるところによって、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いします。最初に議題（２）の評価検討委員の選出になります。これは非常に重要な役割を果たしていただかなければなりません。従いまし</p>

事務局	<p>て、事務局から、それについて、どういった経緯を経てきたか説明をお願いします。</p> <p>津市人権施策審議会の概要・評価の流れで説明させていただきたいと思えます。そちらの方をお願いしたいと思います。1番の津市人権施策審議会ですが、条例の規定に基づいてこの審議会が設置されているということを書かせてもらっております。2番目、評価の流れです。そちらの方をお願いします。まず、</p> <p>(1) 評価検討委員の選出となります。会長、副会長を除いた委員の皆様の中から、6名の評価検討委員を選出していただき、2名ずつ3班で編成をさせていただいて、津市人権施策基本方針の5つの基本施策、7つの分野別施策、合計12施策を3班に分けさせていただいて、1班毎に4施策の評価検討をいただいております。(2)です。その評価検討をいただくために、まず、令和2年度に実施した事業概要や取組状況、課題・問題点、今後の事業予定という評価項目を記載した人権施策事務事業進捗状況報告書を作成するために、市の関係各課にそれを作成するよう依頼をしております。(9)がそれです。(3)としましては、その関係各課から提出された報告書を事務局の方で取りまとめをさせていただいて、皆様に報告書としてお送りをさせていただいて、質問及び提言書をご記入いただき、それを5月頃に予定をしておりますけれども、その質問、提言書にご記入いただいたものを人権課へ提出していただきます。続きまして、(4)ですが、皆様からいただいたその質問、提言書を取りまとめ、関係各課に再度送り、関係各課がその質問や提言に対する回答を作成します。その後、人権課でそれを取りまとめ、再度委員の皆様へ報告をさせていただきます。それが(5)です。その時にはご確認をお願いします。6月頃を予定しております。(6)です。</p> <p>(6)は今申し上げてお願いをしております評価検討委員さんのことです。評価検討委員の皆さんが3班に分かれていただき、その申し上げております報告書を基に事業の評価点やコメントを付けていただき、7月か8月頃にかけて、事業に対する評価をまとめていただいております。(7)です。その事業の評価点やコメントを付けた人権施策事務事業進捗状況評価表として作成して、(8)正副会長のご意見を伺いながら、施策分類ごとの取組の評価、今後の取組についての提言などを記した評価書の案を作成いただきます。(9)ですが、その後、審議会を開催させていただき、評価書についてご審議いただき、ご意見がある場合は、再度、評価検討委員の皆様、正副会長と調整させていただいて、人権施策事務事業進捗状況評価書を完成していただき、市へ提出していただきます。その評価書については、市ホームページでの公表もさせていただいております。(10)ですが、審議会からいただいた評価書と事務事業に関する評価及びコメントを記載した評価表については、関係各課へ通知を行います。関係各課ではそれを基に、事業に活かせるように取組を進めてまいります。以上が、人権施策審議会の概要と人権施策に対する評価の流れです。評価検討委員会では大変ご苦勞をおかけするのですが、よろしくお願ひしたいと思います。なお、2ページ目の3、(1)評価項目の内容、3ページ目の(2)評価点の基準、(3)総合評価及び施策の進展度評価に基づいて評価をお願いしております。以上でございます。</p>
岡本会長	<p>事務局の説明は、添付しております資料によって、流れ等を説明いただいたということになります。説明が終わりましたが、その説明の中で、何か質問がございましたら、あるいは、また、ご意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>

	<p>質疑はございませんか。それでは、評価検討委員の選出になります。評価検討委員について、自薦がありましたら、最初にお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、事務局に伺いますが、事務局案があればお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局案を配らせていただきますのでお願いします。</p>
岡本会長	<p>それでは、事務局の案を見ながら、事務局の説明を聞いてください。</p>
事務局	<p>それでは、僭越ではございますが、ご提案をさせていただきます。</p>
	<p>評価検討委員は、評価の継続性の観点から、出来ましたら、引き続き、青木弘志委員、青木幸枝委員、金子委員、川口委員、谷口委員の5人の方をお願いできないかと考えております。川口委員には、1班、担当施策は、相談・支援体制の充実、女性の人権及び障がい者の人権をお願いしたいと思います。青木幸枝委員には、2班、担当施策は、市民活動の組織との連携及び外国人の人権をお願いしたいと思います。谷口委員には、2班、担当施策は、人権啓発の推進及び子どもの人権をお願いしたいと思います。青木弘志委員には、3班、担当施策は、人権教育の推進及び同和問題をお願いしたいと思います。金子委員には、3班、担当施策は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、さまざまな人権課題及びその他の人権をお願いしたいと考えています。</p> <p>あと、お一人の方は、津市老人クラブ連合会副会長、女性部長であります山川委員に、3班の評価検討委員として就任いただきたいと思っております。担当施策は、高齢者の人権をお願いしたいと考えています。</p>
岡本会長	<p>事務局案としては、ご説明があったとおりですが、令和2年度の評価検討委員を土台にして、そして、委員の変わられた所に、新しい委員を入れていただくということだと思います。従って、丸田さんと、山川さんが入れ替わったということになります。そのように案を示していただいたのですが、いかがでしょうか。各班ともなかなか難しい問題を取り扱っていただくこととなりますので、経験者が中心となって、やっていただくとうれしいと思っております。よろしいでしょうか。何か提案があればお願いしたいのですが、もし、なければ、事務局案にご賛同いただけますか。</p>
金子委員	<p>はい、お願いします。</p>
岡本会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局案というものを、我々の審議会の決定としたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題の3です。人権施策基本方針についてです。これについては、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>すみません。津市人権施策基本方針に係る経緯と津市人権施策基本方針について、まず、津市人権施策基本方針に係る経緯をご覧ください。基本方針の根拠として、人権が尊重される津市をつくる条例の4条の規定に、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針を定めるものとなっております。それが根拠となっております。続きまして、津市人権施策基本方針についてをご覧ください。基本方針の説明としては、一人一人の自由及び平等の重要性と、人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、人権に関する啓発・教育、差別撤廃のための諸事業など、あらゆる人権施策の基本的な考え方を示すものです。続きまして、その現状ですが、基本方針が策定した当初は、5年計画として、津市人権</p>

	<p>施策推進計画を策定し、審議会で審議をしていただいておりますが、平成 27 年度の審議会において、5 年計画では、実情に応じた事務事業を評価できないとの意見があり、それを受けて、単年度計画に変更させていただきまして、それ以降は毎年度、津市が行う人権に関する取組について、人権施策事務事業計画として取りまとめて、審議会の評価を受けて人権施策に取り組んできております。</p> <p>そして、その課題についてです。課題としましては、基本方針は、策定されてから 10 年以上が経過し、社会・経済状況の変化に伴い、市民の意識にも変化が見られるため、平成 29 年度に人権問題に関する市民意識調査を行ったものの、平成 20 年度に策定して以来、改定を行っていないということから、人権課題が多様化・複雑化する中、対応の強化が求められる課題や、新たに対応すべき課題が生じてきていると考えております。</p> <p>続きまして、そこで、その審議会の役割として、書かせていただいたのですが、人権が尊重される津市をつくる条例の第 4 条第 3 項の規定により、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第 7 条に規定する審議会の意見を聴くものとなっておりますので、本日、改めて審議会において、改正に向けた取組を進めていくのか、または、過去からの経緯を踏まえて、改正は行わず、現状のように、毎年度の事務事業計画で進めていくのかなど、ご意見をいただきたいと思っております。説明の方は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
岡本会長	<p>事務局の説明は終わりました。これにつきましては、まず、事務局の説明について、質問があればお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。お分かりいただけましたでしょうか。はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これについて、非常に重要ですので、それぞれどのようにお考えかということをお聞きかせいただきたいと、このように思います。基本方針の改正でありますので、それが必要であると思われるか、あるいは必要ないと思われるか、ご意見を一人ずつお願いしたいと、こういうふうに思います。こちらから順番にお願いします。</p>
事務局	<p>すみません。基本方針を改定するという場合に、ベースとなる意識調査について、ご意見いただきたいと思っております。例えば 29 年度に意識調査をしておりますので、その資料を使わしていただくのか、もしくは別に、新たに意識調査をかけさせていただいて、それを基に改定させていただくのかといったご意見もいただきたいと思っております。</p>
岡本会長	<p>はい。それでは、そのようにお願いします。</p>
青木弘志委員	<p>失礼します。基本方針について、今、その課題の所に書いていただいておりますように、基本方針が策定されてから 10 年以上経っている。そういう状況の中で、やはり社会経済全体が大きく変化してきていることも事実です。それから、4 年、3 年前でしたか、市民の意識調査をやっていただいております。それに基づいて、いろいろと市民の意識の中で、いろいろと問題も見えているという状況もあります。加えて盛んに言われていることは、インターネット上において非常に差別が野放しにされているという、そういう状況の中で、多くの方々が心を痛められているという、そのような状況もございます。さらには私ども津人教がいろいろと取り組んでまいっておりますけれども、そういう状況の中で、いわゆる差別事件という形では上がってはおりませんが、具体的なところで、あるいは子供たちの日常生活の中、あるいは地域の方々の日常生活の中にも、いわゆる予断と偏見・差別というものがやはり垣間見るところがございます。それがいつ差別事件という形で起こってくるかわからない。そういうような状況も一方</p>

	<p>であります。ですから私が考えますのは、このいわゆる基本方針をやはり今日に即した形を変えていくべきではないだろうか。その場合、根拠になるのは3年か4年前に行われました市民意識調査を基に改定をしていけばいいのではないかなというふうに思っております。大事なことは基本方針をただ単に、改定だけではなく、実際にこの基本方針そのものが、現実を変えていく方向性が示されることが、何よりも大事なかなというふうに思っております。以上でございます。</p>
岡本会長	<p>はい、ありがとうございます。かなり詳しくご説明いただきました。委員の皆様にご発言いただきますけれども、今のような形で進めていきますとかなり時間がかかってしまうと思います。従って、青木委員のこの点に賛成ですとかね、これに加えてこうだというようなふうにするね、できるだけ短くとかまとめていただいて、そして、ご発言いただくとありがたいなと思いますので、よろしく頼みます。それでは、次、お願いします。</p>
青木幸枝委員	<p>私も、是非、改定すべきだと考えます。理由は、この10数年の間に格差が非常に大きくなり、貧困対策というのは、欠かせない施策になっております。しかし、現在のこの基本方針は、そのような視線での柱が盛り込まれているとは言えないと思いますので、その間に子どもの貧困対策計画も県の方で作成しておりますので、そのようなことも考えて是非改定をすべきだと思います。それから、アンケート調査、意識調査ですが、これはそんなに時を経ておりませんので、前回行った調査を基に、それを活かして方針を作っておりませんので、今回は必要ないと考えます。以上です。</p>
伊藤委員	<p>私はですね、どちらかというとも基本方針はあまり変えない方がいいのではないかなと思うのですが、いろいろな事象がまた出てきておりますので、それにならって、やはり、直すべきところは直さなくてはいけないなと思っております。まず、平成19年度に行われた市民意識調査、その後の平成29年度に行われた市民意識調査、ここの2つの所でどんな問題が出てきたのか、その問題については今も基本方針の中のどこかに入れることができないのかというようなことをまずは比較する中で、改定していったらどうかというふうに思います。この中で新たなものが出てきたのであれば、当然ことながら基本政策そのものを変えていく必要があるかなと思いますけれども、ここに含まれている幹になるところで何かが出てきたのであれば、附則でもいいのではないかなというふうに思っております。以上です。</p>
大井委員	<p>はい、それでは、私もいろいろとこういった委員会に出させてもらって考えております。やっぱり時代の流れがすごく早いですので、それに伴いまして、インターネット上の問題、差別もいろいろ起こっております。偏見とかいろいろあると思いますので、その意識調査をした結果も踏まえながら考えて、ちょっと変更の方がいいのではないかなと思うのですけれども、はい、それでよろしいでしょうか。意識調査の結果、基本データ、29年度に実施されておりますので、それも踏まえたところで、考えた方がいいのではないかなと思っております。</p>
岡本会長	<p>はい、ありがとうございます。片岡委員よろしく申し上げます。</p>
片岡委員	<p>はい、すみません。片岡です。先ほどから聞いておりましたが、青木弘志委員が述べられましたが、全くの同感です。ですから私の考えも全く青木委員が発言された意見と全く同じということをお願いしたいと思います。</p>



金子委員	<p>私も同感です。10年とずいぶん経っているのに改定せずにそのままにして、毎年見直しというのもそれなりに良かったのですが、やはりそれ以後に、いろいろと性的マイノリティ、LGBTとか、新しい問題。やっぱり出てきていますし、障害者基本法の方も障害者差別解消法とか、いろいろ法律的なことも、ヘイトスピーチ解消法とか、いろいろな法律改定も入ってきているので、そのことも踏まえたところを捉えた方がいいと思います。一応、県の方も聞いてみましたが、県の方もやはり意識調査アンケートをして、そのアンケートに基づいて新しく人権が尊重される三重をつくる行動プランというのを、2016年、それから2020年ということで、作り直しています。そのときにSDGsのこととアンケート結果というのを盛り込んでいますので、私は別に29年度のアンケートから日が経っているといいますが、このアンケートは大事なものですので、ここの市民の意識がこうだったから、今度はこうしていこうという取組の所に付けていただいて、作り直していただけたらいいと思います。よろしくお願いします。</p>
岡本会長	<p>次、川口委員、どうぞ。</p>
川口委員	<p>はい、それでは失礼します。これまで皆さん意見を言っていて、だいたい同じなのですが、そのアンケートについては、先ほど申し上げましたけど、29年度に実施した以後、やっぱりいろいろな問題が起きてますので、29年度のを全く白紙にするのではなくて、新しい問題が起きたところをプラスして、そこをアンケートを取って、両方を合わせて策定したらどうかと思います。ただ、基本方針はやっぱり見直しをすべきかなと思います。それで見直した結果、直さなくてもいいなど、いろいろな意見が出てくると思いますが、その時には、やっぱり、皆さんで確認をして、そして結果を得た方がいいんじゃないかなと思います。それから、青木委員さんもおっしゃいましたが、本当によく考えていただいて、私も全く同感ですので、よろしくお願いします。</p>
岡本会長	<p>それでは、佐藤委員お願いします。</p>
佐藤委員	<p>失礼します。金子委員がおっしゃったんですけども、この今の基本方針にはLGBTについて、全く触れられておりません。それで、さまざまな人権課題の所に、LGBTを入れていただきたいと思います。というのも、現在どんなことが起こっているのかというと、性の多様性というのを女性の人権の所で扱って、他の性の人権はクリアしているというような報告が毎年出されてきていることを見ると、やはり女性の人権とLGBTの人権をきっちり分けるというようなことも大切だと思いますので、基本方針、新たに改定していただけたらと思います。それから意識調査については、29年度のものを使えばというふうに思います。以上です。</p>
杉田委員	<p>杉田です。基本方針ですけど、やはり障がい者の場合だと、障害者権利条約の批准とか、先ほど金子委員が言われたように、差別解消法についても、これから見直し、それは来年か、見直しが行われ、民間事業者の合理的配慮とかも義務化されるということを聞いていますし、あるいは、読書バリアフリー法とかの法整備が、さまざまされていますし、障がい者の場合で言えば女性と障がい者という複合的な差別とか、交差性みたいな差別とか、ちょっと複雑化したような問題もあるので、やはり、新たに作り直すというか、考えていく必要性というのはあるかなと思います。意識調査に関しては、29年度ものがあればそれを踏まえて作っていくということで、新たにということは、今はいいのかなというふうに思います。</p>

岡本会長	高鶴委員、お願いします。
高鶴委員	<p>私は知的障がいの団体の方から出ておりますけれども、基本方針を10年以上経ってもまだ使い続けるということの方がおかしいと思っていますので、改正すべきだと思います。その中で前回の評価の所でヤングケアラーということも提案させていただきまして、分野別の所で見えていきますと、子どもがあつて、いきなり高齢者になってますので、今はやっぱり若者のところでいろいろと問題を持っています。これを作った時には、ちょうど2070問題が頭にありました。でも今はヤングケアラーだとか、8050とか、いろいろとその時代に合った問題も出てきておりますので、もう少しその時代の動きを取り入れていくべきだと思います。それで、29年のアンケート調査で足りない部分について、今一番本当に大変な思いをしているコロナでの逃げ場のないDVだとか、児童虐待だとかいう人たちがどういふところで見えていくのかという、それで、ヤングケアラーで、副大臣は18歳までと言われましたけれども、やっぱり、ずっと18歳で、ケアラーが卒業できるわけじゃないのです。やっと卒業した時には、本人は、全然、本人が就職したことがない中で、親が亡くなってしまうと無収入になるわけです。そういう人たちが出ておりますので、やっぱりもう少しこう人生をきちんと見通せるようなものをこの時代には作っていくべきではないかなと思っています。以上です。</p>
岡本会長	田中委員、お願いします。
田中委員	<p>すいません。失礼します。私は青木弘志委員の意見に賛同したいと思います。以上です。</p>
岡本会長	谷口委員、お願いします。
谷口委員	<p>すみません。私はどちらかという川口委員の意見に賛同しております。やはりここ1・2年のいろいろな経済状況や社会的な変化の中で29年度に取った調査とまた意識がかなり変わってきているのではないかなというふうにも感じていますので、必要であれば追加調査をしながらということで、基本方針を考え直すということで、考えていきたいと思っています。</p>
岡本会長	原田委員お願いします。
原田委員	<p>私は改定すべきだと思っています。県内の他の市の状況を見ていきますと、例えば桑名とか鈴鹿、松阪、伊賀という大きな市の中では、10年以上基本方針をいじらずに放置している市が、まず、ないということで、それが1つと、この10年間でやはり大きな社会の変化があつたと思つていて、それが皆さんもおっしゃっていただいたんですけど、差別を無くすために執行された3つの法律を考えていくと部落差別解消推進法もヘイトスピーチ解消法も国が差別の現状を認めた上で、それを許されないとした法律を作つたということ自体が、大きな社会の変化だと思つておりますので、そういった3つの法律の中に、やはり地方公共団体の責務が謳われている以上、基本方針には明記していくべきではないかと思つています。合わせてインターネットの社会の変化であつたりとか、新たな人権課題として性の多様性はもちろんなのですが、災害と人権であつたりとか貧困問題等多くの人権課題がこの10年でクローズアップされてきていますので、そういったことを踏まえていくためにもやはり改定すべきだと思つています。意識調査につきましては、100万近くの予算を講じて、市民の税金を使ってリスト化されて</p>

	<p>いると思いますので、やはり活用するなら、活用する方向で29年度のものを使用していくべきだと思います。</p>
岡本会長	<p>山川委員、どうぞ。</p>
山川委員	<p>すいません。1月5日に事務局の方から資料をいただきまして、大変なこと役を受けたなど、今はびっくりしているのですけれども、大先輩に続いて、私、人権について、これは改めて勉強せねばならないと、夜な夜な資料を見させてもらっているのですが、ちょっとわかりませんもので、皆さんのご意見聞いて、これから勉強させていただいて、人権について改めて考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくご指導くださいますようお願いいたします。</p>
岡本会長	<p>中川委員、どうぞ。</p>
中川委員	<p>中川です。青木弘志委員の意見と同感ですが、特に超高齢化時代と少子化の問題が、時代のニーズに合っていないかということ懸念しているのです、そうしたところも取り入れた取組をしていったらどうかというふうに思うのと、最終的に評価をするのですけれども、やっぱりお互いが理解して評価ができるような施策をしていったらいいのではないかなというふうに思っております。以上です。</p>
川口委員	<p>皆さんの意見をお聞きしますとね、それぞれの専門分野から出られる方から、とても深いところでいろいろな意見があったと思うのです。それで、これ記録に、たぶん、データに残っているからいいとは思いますが、いいと思ったところは、後からメールでもいいので、事務局に送って、それをまとめて、どれを採用するかを、正副会長さんにお任せするか、審議会委員にお任せするか、また、皆さんが集まって相談するかは、いろいろ考え方があろうと思うのですが、今とても大事なことを私は議論しているのじゃないかと思うのです。この基本方針も年数が経って、今とまったく事情が違うということも多々あります。ですから、このままで行くわけにもいきませんし、それから、私も聞いていましたら、私が若干関わったところで、深いご意見もありましたので、ぜひ一度そういう機会を設けてはどうかと思います。それから、アンケートの方は、ずいぶん最初からやり直すのではなくて、その以前を踏まえて、市民の声を聞かなくてはならないところだけ、プラスアルファして、アンケートを取ったらどうでしょうかとそのように思います。いかがでしょうか。時間を取らせました。ありがとうございます。</p>
山川委員	<p>皆さんのご意見を聞いていただきますと、やはりその時代の、LGBTなど、ネットでいじめとかいろいろありますので、やっぱり考え直した方がいいかとは思いますが、29年の調査を踏まえてしたらいいと思います。</p>
楠本副会長	<p>委員の皆様方のご意見を伺うと、もうほぼ一致して改定が必要だというご意見だと思います。問題は追加調査が29年の調査を基にするということもほぼご意見一致しているところと思うのですけれども、さらに29年以降に生じた問題についての追加調査が必要ということについては、その必要性に言及された方も3、4人程度いらっしゃったと思うのですけれども、この間、改定の必要性について言及された委員の方々も、昨今の人権事情の急変、あるいはかなり問題が、複雑化が一層進行しているということ根拠として改定の必要ということをおっしゃっておられたので、私の意見としては、そういった昨今、急に問題が加速化した、あるいは問題として、市民の間では認識される度合いが深まったというよう</p>

岡本会長	<p>な問題については、一定の追加調査が必要ではないかと、その上で改定ということが委員の総意というふう考えられるのではないかとというふうに思います。</p> <p>ひと通りお聞かせいただきました。今日はですね、この前も言いましたが、なかなか一人でまとめることができない。それで、事務局にまとめていただきました。</p> <p>結果につきましては、改定については必要だということになります。ただですね、調査する場合に、意識調査は29年度にあります。これに基づくかどうかということがありますが、再調査をせよというものもありますし、そのあたりは、また事務局のスケジュールも考えながらですね、判断をしなければならぬなど、そう思っております。まずは、やはり改正が必要であるということです。ここで統一意見としてまとめておきたいと思っております。よろしいですか。</p>
金子委員	はい。
岡本会長	<p>はい、ありがとうございます。それから意識調査はすでに行ったものを利用するというご意見が出ておりますけれども、やはり、せっかく改正するのであれば、事務局で考えておられるものに何か不足するところがあれば、それを加えてですね、きっちりした形でもう一度ちゃんとした調査をする必要があるんじゃないかと私は思っております。そういうことですから、もしやるとすれば、どういうスケジュールになるのか、そのあたり事務局に案があると思っておりますので、それを発表していただきたいと思っております。では、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>こちらで考えさせてもらっていますことについては、基本方針の策定を行う時には、やはり、その市民意識調査を行う必要があると、そして、意識調査の結果を基礎データとして改定を行うというふうに考えておるわけですが、と言いますのは、29年度に意識調査を行っておりますけれども、その後の新たな人権施策に関する項目についての意識を把握する必要があると考えているからです。例えば、今の話にありましたが、性的マイノリティに関する人権とか、災害と人権、差別解消三法に関する意識の調査をする必要があるだろうと考えているからです。</p> <p>それで、スケジュールということなのですが、しなければならぬ業務というのを考えますと、市民意識調査に係る調査票の案を作成する必要があります。今申し上げましたようなことに関して、調査票のどのような内容を聞か、どういうふうに聞いていくかということ、そういう調査票を作成する必要があります。それで、実際、市民意識調査を実施すると、そして、市民意識調査の結果を分析して報告書の作成し、その後はパブリックコメントという形で意見を聞く必要がありますし、議会の方での市議会の全員協議会というのがございますが、そこで、ご意見をいただく必要があるものだと考えております。それを考えますと、3年程度は必要だと考えております。以上です。</p>
岡本会長	<p>ありがとうございました。大体考えておられるところがお分かりいただけたかと思っております。何か今の事務局の考え方に質問があればどうぞ出してください。</p> <p>青木弘志委員どうぞ。</p>
青木弘志委員	<p>今ずっと意見を聞いていく中で、追加調査が必要であるというご意見もあります。それについてはそうだけれども、それ以外に、もうすでに29年度に実施したその意識調査をまず踏まえて、そこからスタートすべきではないかというご意見が多かったと思っておりますけれども、今の事務局の言っていることとはだいぶ違って</p>

	<p>いると思います。事務局の案でいくと3年またこの状態で置いておくということですね、そうすると3年経ったら、また意識も変わりますよね。状況的に。そのようなことをするために川口さんが言われのではないと思うのです。早急にやるべきだけれども、必要とあれば、そういった中間調査もいるだろうというような考え方であって、事務局さんが言われているような全面的改良を意識されて、はじめからもう基本方針を新たに作り直すというような、この当初、この基本方針を当初の一番最初の段階に戻してやろうというのが、いわゆる事務局案になっていると思うのです。そうじゃなくして、あくまでもこれは基本方針を見直していきましょう、そして、いわゆる状況に合わせた形で、変えるところは変えていきましょうという、そういうような議論を、皆さんがされていると思うのですけれども、そこがちょっとずれているのではないかなと思うのですけれども。</p>
伊藤委員	<p>よろしいですか、私の申し上げたことが、皆さんに間違っこう聞こえているかもわかりません。私はずっと今のこのまま持っていったらいいということは申し上げておりません。皆さんの先ほどのご意見にあったように平成19年度に意識調査をしてこれを作られました。それで29年度に新たに意識調査されました、その2つを比較したときにこの中で網羅できないのかどうか。附則で書くことができないのかどうか、そこをまず検証して、書き換えるなら書き換える必要があるということを申し上げた。基本線は変えずにいけないのかどうかということを申し上げたのです。ところが先ほどの皆さんの大方のご意見は29年度の意識調査を基に変えたらどうかというご意見だったと思うのですが、その中には事務局さんと同じように新たに意識調査をして、全面改訂しようかというご意見もあったかと思えます。大変時間もお金も労力もかかりますので、そこのところについては、せつかく29年度に取った意識調査を基に、中身について全面的に変える必要があるのか、附則で行くのかということを議論した方がいいのではないかなと私は思います。</p>
岡本会長	<p>事務局としては、見直すところまでは見直していくという、そういった考え方だと思います。全面改定ということにはならない。どうしてもこれを見なおしていかなければならないところを、これについては、やはりここでお諮りいただいて、事務局案をたたき台にして、議論をすることになるかと思えますが、そういった形で変えていきたいなと思っております。</p> <p>青木弘志委員、伊藤委員どうでしょうか。</p>
青木弘志委員	<p>私自身もこの基本方針の作られた経緯をよく理解しておりますので、ここにも書いてある基本的な精神というのは、そんなに変わるべきものでもないと思えます。要はこの社会状況の変化の中で、あるいは、法の問題もありますね。3法もできているという、そんな状況を踏まえた上で、この基本方針の基本的な部分は尊重しながら、今の時代に応じたもので必要なところは書き変える。あるいは修正していく。そういうような形で行けばいいのではないかなと思います。その前に、私ども委員そのものが、このいわゆる基本方針そのものをきちっと学習するというか、自分のものにした上でないと、話にならないのではないかなという気がするのです。それで、私自身不勉強であったのですけれども、例えば、ユニバーサルに関わる部分について、評価に関わらせていただいておりますけれども、この基本方針の中に書いてある例えばユニバーサルに関わる部分について、いろいろなことが書かれてありますけれども、実際にこの評価の対象になるような施策が必ずしもあるとは言えないです。ただ、例えば、アイヌの問題にしても、ここに書いてありますけれども、全然そのことを評価の対象とはしていませんし、そういうこともありますので、いろいろと考えていくと、まず委員さんどうして一</p>

	<p>回、いわゆる分野別に評価検討委員もおりますので、そこで一回見直す。評価検討委員で自分の担当している所の方針について、一回問題提起してもらえような形の場をもっていただけるとありがたいかなと思っております。</p>
岡本会長	<p>佐藤委員、どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>先ほど、事務局から3年程度というご意見がありましたけれども、3年待つ間に、今、本当に人権課題を抱えて困っている人たちは、もうどうするのだという感じだと思います。現在の基本方針の22ページを見ますと、この基本方針、1月ちょっとまでできているのですね。それで、今までの私たちの審議会、1年に1回から2回ではとても間に合わないと思いますので、ここに書いてあるように、年に何回も私たちは、顔を合わせて勉強会をしたり、いろいろなことを検討したりして、スピーディーにやっついていかないと、救える人も救えないと思いますので、そういったことをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
高鶴委員	<p>すいません。いろいろな書類をもらって帰ってきますけれども、忙しくて全部を読み込んでいられないのですが、29年の意識調査の結果はできているのですよね。まずそれを見せていただいて、その上で、皆さんともう一度話し合いを持ちたいと思うのですがどうでしょうか。</p>
岡本会長	<p>はい、ご意見をいただきました。それで、それについて、やっぱりですね。事務局の方の考えを示していただく必要があると思ひます。おおざっぱでよろしいので、今の意見を聞いていただいて、事務局としてはどうふうにしたいのかということをお説明願ひします。</p>
人権課長	<p>人権課長の山口です。いろいろなお意見ありがとうございました。いろいろなお意見を踏まえてですね、私どもの事務局の案を示させていただいたところでございますけれども、おっしゃった意見を取りまとめさせていただいて、改定に向けた作業については、改めて練り直しをさせていただいて、また、会長、副会長を含めて、皆様の方へ、ご提示をさせていただきたいと思ひます。その中で、いろいろとお意見をいただいて、29年度のアンケートの集計結果であったり、その辺りも含めて、皆様の方へ、ご提示をさせていただく中で、進め方についてはですね、委員様からいただいたように、新たな施策、例えば、災害の問題であったり、いろいろな課題については、29年度であったり、19年度には、意識調査をしておりませんもので、やはり、こういうところのプラスアルファの部分については、必要ではないかなと事務局としては考えておるところでございます。大変申し訳ありません。また、改めて、今日いただいた意見も含めて、ご提示をさせていただきたいと思ひます。以上です。</p>
人権担当理事	<p>少し補足をさせていただきます。今日、事務局案として3年間ということをお説明させていただきましたけれども、これは事務局として、意識調査を一からしなければならぬということから始まって3年ということをお説明させていただいたのですけれども、本日、委員の皆様のお意見を頂戴いたしまして、確かに、それはスピーディーさに欠けるということもございまして、それから基本的には、現在の基本方針をベースにして、それにプラスして、足さなければならぬところ、それについて、必要であれば、意識調査をということをお提案いただきましたので、そういったところも勘案しまして、それで、スピーディーさも兼ね備えた形で、もう一度、そうしたら、どのような形で、どのようなスケジュールでやっついていったらいいかということをお尋ねしますね。もう一度考えさせていただきたいと思ひます。</p>

	<p>います。それと、その経過につきましてはですね。先ほど、青木弘志委員にもおっしゃっていただきましたけれども、評価検討委員の中で検討いただければといったことも、おっしゃっていただきましたので、そういった方法も考えながら、やっていきたいと思えます。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。非常に重要な議論をしていただきました。</p> <p>私として、それについて。今ここで意見を述べることはできません。事務局の考え方も初めて聞くことでもあります。ですので、今一度、事務局で整理していただいたものを我々、私と副会長にお任せいただいて、それで事務局と話し合っ、スケジュールを作りたいとそのように思います。事務局、よろしいでしょうか。そのようにさせてください。今、急に、ここで決定するのは難しいと思えます。楠本副会長、それでよろしいでしょうか。</p>
<p>楠本副会長</p>	<p>はい。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>それではそのようにお願いをしておきます。よろしく頼みます。</p> <p>それで、ずっと進めてまいりました。いろいろな提案もございましたし、そういったものをここでもう一度整理するとよろしいのですが、大体、一区切り、一区切りですね、それぞれの締めくくりをして、進めてきたつもりです。私は進められたと思っているのですけれども、私のつもりということでお許しいただいて、一応、皆さんのですね、考え方等を受け入れさせて、そして、今後のスケジュールを作る段階までできているというふうに考えます。したがって、これからさらにですね、議論を続けるといいのですけれども、なかなかある意味では、限りのない議論となると思えます。従って、本日はこの辺りでですね、打ち切っておいて、そして新しい年度に向けて、また、スケジュールができれば、皆さんにお示しして、だいたい5月頃から動いているのではないかと思いますけれども、それまでにきっちりと整理できるように副会長に助けていただきながら進めてまいります。そのようなご理解がいただければ、ありがたいと思えます。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。</p> <p>というようなことで、私の進行役というのはここで、終わらせていただきたい。それで先ほど副会長まで意見を言っていたいて、私は言わなかったんですが、だいたい進行役というのは議長なんですけれども、最後にちょうど二つに割れたところで、どちらかというのを判定する、そういうような役割がございますので、私の考え方は直接に述べることはしなかったわけです。というようなことで、それもお許しを得ておいて、事務局の方へバトンを返したいと思えます。よろしく頼みます。</p>
<p>青木弘志委員</p>	<p>ちょっとすみません。これはですね。基本方針の所で申し上げるべきことでないのかなと思うのですけれども、この前のですね、前回のこの審議会の時に若干議論が出ておったのですけれども、いろいろと評価を審議会でやってきました。今まで。ところがですね、我々審議会で評価したことが、そうすると、それが次の年に活かされているのかどうか、ここ2・3年全く、それぞれの課から出てきている施策が全く文書も変わらないまま、上がってきている、そういうような事例を指摘されてきたと思うのです。だから、そういうことを考えると我々は一体評価するための、それだけの審議会なのか、その審議会が評価したことが、実際に施策の中でどのように反映しているのかということが、少なくとも今度やる場合には出てくることを私は期待したいなというふうに思えます。つまり、もう3年も4年も前から同じような書きぶりで、この上がってくる。そういうことだけは避けていただきたい。できていないけれども、こういったことは、できていない</p>

佐藤委員	<p>けれども、そういったことはしかたないけれども、全く同じような表現で 上がってきている。これは一体、この審議会は何なのだというのを問われていると思いますので、そのあたり、事務局さん、人権課さんの方で、1つ各課にお示しいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。</p> <p>その意見に追加です。私も前回思ったのですけれども、PDCAサイクルがうまくこう回っていくような人権課から各部署への施策の依頼書の様式だとか、それから各部署から、今度報告書を上げてくるその様式、同じような文言にならないように、昨年度の私たちの評価を受けて、各部署が人権施策を実行できるような、そういう報告書の様式っていうのも人権課で検討いただけたらなと思いますし、場合によっては、今後基本方針を立てる中で、それらを私たちが検討できたらなと思います。以上です。</p>
金子委員	<p>私もいいですか。こういったことを前回は話したと思うのですが、回答欄の所に、前年度できなかったことに対して、どう改善されたかという回答欄を設けて、回答してもらおうという形にしていくと改善されると思うので、それが事務局の方から各課に回す時に、前年度にできていなかったところとか、改善できたところを具体的に書いて各課から回答をもらうようにしたらよいと思います。</p> <p>それで、今、会長さんと事務局の話にもあったのですが、ちょっと戻りますけれども、アンケートをすることによって、スピーディーさがどんどん遅れていくというのは非常に問題だと思うので、ある程度把握できている問題については、意識調査に基づいて基本方針をまとめていって、そこにももちろん追加する項目はたくさんあると思うのですが、障がい者とか、障がい者の雇用の問題とか、たくさんある項目は追加をして、その後、市民の方からパブリックコメントで意見を聞くという形で、できるだけ早く、この基本方針を進めていって、各課が対応できるように早めにした方がいいかと思いますので、事務局の方よろしくお願いします。意見の方は評価検討委員でと言われましたけれども、評価検討委員だけではなく、審議会委員全員で決めた方がいいかと思うので、もし意見がある場合は、審議会委員全員から意見をもらうというふうにしていただけると、いろいろな意見が出ていいかと思うので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>普段、評価検討委員の皆さんで、お願いをしていることについて、いろいろとご意見をいただいて、ありがとうございます。評価検討委員会でもありましたが、こちらの方で毎年ご指摘いただいて、同じことを毎年繰り返すことのないように、同じ内容を書くことのないように言っておりますのですけれども、なかなかこちら思いも伝わらないところもあります。今後も引き続いて、工夫して、こちらの意見が伝わるようにさせていただきたいと思います。評価検討委員会の中でも、それが伝わっている課もあるというふうに聞いておりましたので、それを増やしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>基本方針についても、いろいろとご意見をいただいたので、十分それらを踏まえて、進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
人権課長	<p>ありがとうございました。長時間に渡りまして、いろいろとご意見いただきまして、いよいよこれからは進めていかななくてはならないというので話を申し上げさせていただきました。すいません。僭越ではございますが、理事の方から挨拶をさせていただきます。</p>



人権担当理事

本当に長時間ありがとうございました。まず、基本方針ですけれども、基本方針について先ほども申し上げましたけれども、本日の委員の皆様のご意見をできるだけ尊重した形で、スピーディーに進めたいと思います。それと評価のことですが、前回の審議会でもご意見をいただきましたが、確かにそのとおりだと私どもも思っておりますし、まだまだ、庁内へのいろいろと改善すべきところがあると思いますし、その部分につきましても、同じ様な回答が続かないようにしたいと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。